

**平成 26 年度
年 度 計 画**

平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

公立大学法人愛媛県立医療技術大学

公立大学法人愛媛県立医療技術大学平成 26 年度年度計画

第 1 年度計画の期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

第 2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

1 教育に関する目標を達成するためによるべき措置

(1) 目指すべき教育の方向

- ① 教養科目について、学生による授業評価やカリキュラム評価アンケートの結果、教員による評価を基に、必要に応じて授業内容や展開の工夫を図る。
- ② 24 年度カリキュラムに沿って適切に運用するとともに、進行状況を評価し、教育内容の充実を図る。
- ③ 24 年度カリキュラムにおいて導入した専門科目について教育効果を評価するとともに、引き続き、現場の卓越した専門職等を活用するなど、教育内容の充実を図る。
- ④ 引き続き、シミュレーション教育などについての教員の研鑽を進め、平成 25 年度に更新あるいは新規購入した技術教育用の機器・機材などを有効に活用して教育の充実を図る。

また、卒業時の技術習得の状況の評価や学生の授業評価を踏まえ、技術教育の内容・方法のさらなる充実を図る。

定員増においても少人数指導体制の継続や学年進行に合わせた教育機材の更新等を進める。

- ⑤ シラバス、学生生活の手引き、ホームページ及び大学案内に掲載して周知するとともに、新年度の各学年ガイダンスにおいて、教育理念・教育目標を丁寧に説明し、一層の浸透を図る。

また、各科目的授業の初めに教育目標と授業との関連を学生に周知する。

- ⑥ 平成 25 年 12 月に文部科学大臣から大学院の設置を認可され、26 年 4 月開設の運びとなった。(実施済み)

大学院開設後は、設置目的や教育目標に沿った教育の定着を目指して運営に注力する。

- ⑦ 平成 24 年度に助産学専攻科を開設した。(実施済み)

学部教育の中で行ってきた助産師教育は、26 年度をもって終了予定であるので、廃止届出の準備を行う。

- ⑧ 看護師及び保健師養成教育について、決定した方針に基づく 24 年度カリキュラムに沿って教育を進める。

(2) 教育課程（カリキュラム）の充実・強化

- ① 引き続き、平成 24 年度から開始した新カリキュラムを 25 年度からの定員増も踏まえ適切に運用するとともに、21 年度カリキュラム適用の学生に不利が生じないようとする。
- ② 引き続き、24 年度改正カリキュラムに沿って教育を進める。
- ③ 平成 22 年度に設置したカリキュラム検討委員会において、カリキュラム評価を継続するとともに、教務委員会と FD 委員会との協力のもとに科目間連携や教育内容の調整などを行う。

(3) 教育方法の改善

(ア) 授業方法の改善・工夫

- ① 引き続き、医療現場の新しい知見や実践的内容が学習できるよう、専門性の高い臨床実践家による特別講義や演習指導を実施する。
- ② 24 年度カリキュラムの教養科目及び専門科目において、可能な限り両学科合同による開講講義を実施するとともに、目標への到達度を評価し、改善を図る。
- ③ 引き続き、これまでに計画実施した少人数教育の成果を検証し、ゼミ形式の少人数授業、少人数のグループ演習・実習を積極的に行い、各学年で少人数教育を充実させる。
- ④ 引き続き、これまでに開発した教材・器材についての成果を検証し、更に改善を加えるとともに、新たな教材開発を行う。
- ⑤ 24 年度新カリキュラムについて、改正の趣旨や目標に沿った教育が実施できているかを評価し、効果的に授業が展開できるための方策を検討する。
- ⑥ 引き続き、年 1 回大学主催の臨地実習施設連絡協議会と実習科目ごとの実習打ち合わせ会・反省会における協議内容を踏まえ、各実習施設の実習環境（他校との調整やハード面など）の改善、充実に向けて協議していく。
- ⑦ シラバスの記載方法の統一を図る等、内容が分りやすい構成に努める。また、ホームページに掲載していることを学生に周知し活用の促進を図る。

(イ) 教員の教育能力の向上

- ① 「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク(SPOD)」を活用してグループ学習やペア学習などの学習指導方法についての FD 研修を行うとともに、教員の参加を促進するため積極的な広報を行う。
- ② 参加型学習に関する SPOD プログラムへの積極的な参加を促し、教育内容の改善を図る。
- ③ 学内における新任教員研修を開催するとともに、新規採用された教員を対象とした SPOD プログラムの「授業デザインワークショップ」などのプログラムへの参加を推奨する。
- ④ 授業の質的向上を図るため、教員相互評価のための授業公開制度を引き続き実

施するほか、「授業評価アンケート」用紙を用いた授業評価の集計結果を出来るだけ速やかに教員に返却するとともに、アンケートの実施率を上げるために積極的な広報を行う。

- ⑤ FD/SD 研修を計画的に実施するとともに、さらなる改善を目指して実施後に調査を行い、研修に対する評価を行うとともに、研修のニーズを把握する。

(4) 教育成績評価システムの確立

- ① 引き続き、SPOD が開催する「授業評価方法」などに関するプログラムへの積極的な参加を促進し、評価方法の改善充実を図る。
- ② 引き続き、「看護技術の卒業時到達目標」、「学士課程教育においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標」の 2 つのリストを用いて、実習科目ごとに学生の目標達成状況を把握し、段階的指導につなげる。また、平成 25 年度までの検討により導入困難と判断した OSCE の実践能力評価方法に代えて、技術習得評価におけるループリック評価の適否について検討する。
- ③ 成績評価方法について、シラバスに明記していることを新年度ガイダンスや各授業の初回において丁寧に説明して、学生へ一層の浸透を図る。
- ④ 「成績評価結果に対する学生の疑義に関する取扱要領」を定め、平成 26 年度から運用する。
- ⑤ 学生の表彰に関する申合わせ事項（学業成績、サークル活動、社会活動を対象）における基準については、表彰対象に自治会活動を加えるどうかを含め、必要に応じ見直すとともに、学生にも周知する。
また、授業料減免制度についても、必要に応じて見直しの検討を行う。

(5) 教育・学習環境の整備・充実

- ① 教員及び司書が全体のバランスを考慮して選書し、専門図書の充実を図る。
昨年度に引き続き、学生によるブックハンティングを行い、学生自身の積極的な図書館とのかかわりを促す。
また、大学院開設に伴い、洋雑誌の電子ジャーナルを購入する。
- ② 大学院の開設に合わせて平日の利用時間延長を正規に実施するとともに、新たに土曜日も開館する。
休業期間中の開館時間については、利用状況に合わせて弾力的に設定する。
- ③ 昨年同様、学生対象に学年進行に応じて学術情報取得のためのシステム利用方法を効果的に周知し、学生の自主学習および卒業研究への活用を推進する。
新たに購入する電子ジャーナルの積極的利用を促し、研究推進に役立てる。
- ④ 講義室や演習室等学内の施設・設備について、引き続き改修や修繕の必要性を調査し、計画的な整備に努める。
また、大学院生が使用する講義室、演習室、院生室の使用状況を把握し、充実

を図る。

さらに、図書館の開館時間の拡充を受けて、利用者の安全確保に必要となる館内の安全設備について点検・補修を行う。

(6) 学生の受け入れ

- ① 平成 25 年度の学部入学生から、定員を 80 名から 100 名に増員した。(実施済み)
定員増を実施して 2 年目を迎えるが、引き続き教育に支障が生じないよう適切な教務運営を行う。
- ② 大学院のアドミッションポリシー、教育理念・教育目標として謳っていることについて、教育の中に具体的に反映できるよう、研究科及び各専攻において継続的に検討する。
- ③ 25 年度入試で定員増、推薦入試における志願条件等の変更が行われたが、引き続き志願者数の動向・入学後の状況について検討を行う。

また、平成 27 年度以降の高校の新カリキュラムに対応した入試方法について適切に対処する。

- ④ 27 年度入試からの高校のカリキュラム変更による入試への影響などを解析し、適切に対応する。
- ⑤ 学校訪問・進学相談会等を通じて、受験生や進路指導担当教諭の求めている情報の提供を行うとともに、参加者のアンケート結果を踏まえてオープンキャンパスを開催する。

また、大学院生の確保に向けて、病院訪問や新規パンフレットの作成、ホームページの充実等、広報活動を強化する。

- ⑥ 高校生を対象とする出張講義を積極的に計画し、医療系分野への関心を高めるために本学の教育内容を紹介するとともに、県内高校訪問を行い、進路指導担当教員を対象に本学の教育目標や特色、学生生活状況などに関する説明を行う。

また、高校生や保護者に本学の特色を PR できる進学説明会、高校内ガイダンス等に積極的に参加する。

2 学生支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 学習支援

- ① 共通ガイダンス及び学科・学年別ガイダンスの履修指導において、指導内容を改善し充実を図るとともに、保護者へ成績の提供を行い、大学と保護者が連携して適切な履修指導を行う。
- ② 「クラス顧問に関する申し合わせ事項」に基づき、授業担当教員からクラス顧問への情報提供の強化を図るとともに、学外カウンセラーとも連携し、履修上の問題を抱えた学生の個別状況に応じて適切に支援する。特別な支援が必要な場合には、各学科長、学生部長を加えた支援チームを編成して対応する。

- ③ 全教員のオフィスアワーの日時及び学習相談の申し込み方法等に関する情報を、引き続きホームページの学生専用ページに掲載し、ガイダンスや掲示等で周知を図るとともに、各教員からも種々の機会を通じて学習相談の積極的な活用を促す。
- ④ 大学院の設置に伴う土曜日の図書館開館に併せて、学生の自己学習スペースの拡充を図るため、演習室等を新たに確保し、利便性の向上を図る。

【特記事項】

(平成 26 年 4 月の大学院開設に伴い、新たに対応する事項の一部を特記)

- ⑤大学院生に対する学習支援を積極的に行う。

(社会人に対する配慮)

大学院のアドミッションポリシーである「高度専門職業人として種々の実践の場でリーダーシップ・管理者・教育者として中心的な役割を果たす人材の育成」を実現するために、保健医療福祉現場で働く社会人が在職のまま受講できるよう配慮し、大学院設置基準第 14 条による教育方法（昼夜開講・休日開講）及び長期履修制度を導入する。

(学習支援体制)

入学後の早い時期に、院生の研究テーマ等を勘案して研究指導教員を決定し、履修計画の相談、履修科目の選択、計画的な履修について支援できるよう配慮するとともに、研究指導についても、院生の研究計画が円滑に推進できるよう複数教員による指導体制を整える。

(2) 生活支援

- ① 学生委員及びクラス顧問等と学外カウンセラーの連携を密にし、学生からの相談に適切に対応する。また、学生相談室を気軽に活用できるよう、利用方法等を学生に周知する。

学生に対しては、年度当初のガイダンスにおいて、学生相談及び相談予約方法の説明を行うとともに、学外カウンセラーからのメッセージを定期的に掲示する等、学生相談に関する情報を発信する。

- ② 学生委員とクラス顧問が連携し、定期健康診断など学生の健康に関わる情報について、プライバシーに配慮しながら共有し、学校保健安全法等に基づいた保健指導を実施する。

- ③ 学生生活の安全確保に向け、交通安全教室、犯罪防止教室、DV に関する講習会などを引き続き開催する。特に、交通安全に関しては、バイク通学者のほか事故経験者の交通安全教室への参加を徹底する。

また、ハラスメントの対策として、被害を訴える方法及び対応について、引き続き学生に一層周知する。

砥部町や町内の NPO・社会福祉協議会など関係団体および町民との交流の機会に、大学周辺の犯罪や事故発生状況、安全に関する情報交換を行い、学生指導に活用

する。

- ④ 奨学金制度や各医療機関等が提供する奨学金に関する情報などを積極的に入手し、学生が必要時に情報収集できるように学生ホール掲示板及びホームページの学生専用ページに掲載する。
- ⑤ 学生の自主的な課外活動の活性化に向け、自治会執行部やサークルの代表者との意見交換を行って活動を支援し、優れた活動に対する表彰を実施する。

また、大学院の設置に併せ、土曜日の施設利用等に関する要望に対応可能な事項から取り組む。

(3) 就職・進学支援

- ① 地域交流センター・学生委員会・同窓会が共同し、在校生と卒業生・同窓会との集い（ホームカミングデイ）を学内で開催し、職業意識の向上やキャリアデザインを支援するとともに、情報交換など交流を支援する。
- ② 3年生を対象にした就職セミナーにおいて、外部講師の講演及び医療機関等の職業説明の内容を充実させ、必要かつ積極的な就職活動に資する情報を提供する。
また、クラス顧問や学科長などによる就職・進学へのきめ細かな個別指導を継続的に実施する。
- ③ 学生ホールの求人関係の掲示やホームページの学生専用ページを活用し、県内医療機関等の求人情報を適宜提供するとともに、インターンシップや施設見学、就職説明会等の県内情報を積極的に提供する。
また、県内医療機関等に対して、学生が興味を引く企画と資料の作成を促す。
- ④ 就職・進学に関する全情報を学生ホールに掲示し、学生が自由に閲覧できるようになるとともに、ホームページの学生専用ページに、就職・進学情報を提供する。
また、ホームカミングデイにおける卒業生と在校生との交流を通じて就職・進学に関する情報交換を促進する。

3 研究に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 研究水準の向上

- ① 教育研究助成費の増額を図り、研究プロジェクトの学内公募・選考を行い、教員の研究活動を支援する。
- ② 国際学会での発表に対し、学長裁量経費を活用して、旅費など経費の一部を支援する。
- ③ 教員が研究成果を発表し、評価を受けられるよう学科セミナーを定期的に開催するとともに、教員業績評価の実施により教員の研究活動を把握・評価し、評価結果を教員にフィードバックすることにより、研究活動の改善向上を図る。
- ④ 教員の研究成果や最新の研究動向などの発表会を全教員を対象として定期的に

開催し、研究水準の向上を図る。

また、各教員の協力の下、学外で開催される学会などのポスターを掲示し、積極的な参加を促す。

- ⑤ 平成25年12月に文部科学大臣から大学院の設置を認可され、26年4月開設の運びとなった。(実施済み)

大学院開設後は、設置目的や教育目標に沿った教育の定着を目指して運営に注力する。

(2) 研究活動の活性化

- ① 学内公募・選考を行い、教育研究助成費を増額して、有望な学際的研究活動を支援する。
- ② 教員の業績評価を実施し、評価結果をフィードバックするほか、学内セミナーで研究成果を発表させるとともに、ホームページ等で研究内容を広く広報するなどにより、自己評価及び他者評価の機会を設ける。
- ③ 目的積立金等を活用して教員研究費を確保し、適正に配分するとともに、外部資金獲得のための研修会を実施する。
- ④ 学内業務の調整や教員研究費の活用を図り、教員の学会等への研修参加並びに研究力の向上を支援する。
- ⑤ 研究器材など、研究活動の推進に必要なハード面の現状を調査し、引き続き計画的な整備について検討する。

また、別館に加えて本館南棟にも実験系の研究スペースを確保できるよう学内施設活用の調整をはかる。

- ⑥ 科学研究費補助金の申請率、採択率を向上させるための研修会を開催する。
- ⑦ 5年毎の国の事業である看護職員需給見通し策定のための研究調査事業を愛媛県医療対策課から受託し、調査の設計・実施・分析を行うとともに、愛媛県の看護職員需給見通し策定に役立つ基礎資料を作成し提言する。
- ⑧ 愛媛大学総合科学支援センターの研究機器を利用し、共同研究を一層推進する。共同研究促進のための研究サテライト設置については、第二期中期計画での検討事項とする。

(3) 社会への研究成果の還元

- ① 学内の教育研究助成費を増額し、社会貢献につながる研究活動を支援する。
- ② 教員の専門性に即して取り組んでいる民間機関との連携による研究活動を支援する。
- ③ 関係機関・団体のデータベースを毎年更新し、共同研究プロジェクト実施の可能性を探る。
- ④ 研究成果を広く発信するため、県内看護職対象の「看護実践研究セミナー」、高

校生対象の「生命科学体験プログラム」、小中学生対象の「理科教室」など、地域のニーズに応じた各種公開講座、出張講義を実施し、その成果をマスメディアを通じて積極的に発信する。

また、高校訪問や進学説明会出席の際に、出張講義一覧や広報誌「砥礪」を配布し研究成果の広報に努める。

⑤ 公開講座のほか、ホームページ、「砥礪」などの充実を図り、それらを活用して教員の研究活動状況や成果を発信する。また、紀要及び学術雑誌掲載論文を愛媛地区共同リポジトリに掲載し、研究成果を広く発信する。

⑥ 平成22年度において知的財産を保護するシステムを構築した。(実施済み)

4 社会貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 地域交流の拠点づくり

- ① 地域交流センター会議、地域交流センター運営委員会を中心に事業の企画、運営体制の充実を図るとともに、全学的な協力体制を整え、事業を推進する。
- ② 新たなニーズの発掘に努め、県内各地域で活動する行政、専門職能団体等とのネットワークを強化する。
- ③ 関係機関との連携を進め、専門職対象の技術講習や人材育成研修等の実施を企画する。

(2) 県内保健医療職への貢献

- ① 引き続き、地域交流センターの年間計画に基づき、学内及び拠点地域において保健医療職の研修を行うとともに、保健医療福祉関係機関からの要請に応えて、研修への講師派遣、相談支援等を積極的に行う。
- ② 引き続き、行政機関・職能団体等の主催する研修会のプログラム作成に参画し、専門職能のレベルアップを支援する。
- ③ 引き続き、教育研究活動の成果や専門領域の最新情報について、地域交流センター活動報告書、ホームページなどで発信する。紀要を電子媒体での発行とし、利用者の利便性を図るとともに、学術雑誌掲載論文を機関リポジトリに掲載し、本学の研究内容を広く情報発信する。

(3) 地域住民への貢献

- ①-1 ホームページを活用した学生ボランティアの登録システムを学生に周知するとともに、システムの稼働状況を把握し、登録の促進を図る。
- ①-2 リレーフォーライフ、子育てフェスタ、福祉フェスタなど、ボランティア系の学生サークルを中心とした学生による地域貢献活動を通して、住民との交流が図れるよう支援する。
- ② 特別講演については、講演者・講演内容を精査し、砥部町の広報ネットワーク

の活用に加え、関係機関への案内等により積極的な広報活動に努め、地域住民や卒業生が関心を持って参加しやすいテーマや日程により実施する。

- ③ 地域交流センターの年間計画に基づき、保健医療専門職並びに住民を対象とした公開講座・出張講座を開催する。
- ④ 引き続き、地域住民の学習や健康づくりのため、学内施設の開放や備品等の貸出しに努める。

また、平成25年1月に図書館利用規程を改正し、貸出しを一般県民にも拡大したことについて、さらに地域に広報を行うとともに、学生祭に合わせて日曜日に図書館を地域に開放して図書館活動をPRし、住民の利用促進を図る。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためによるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するためによるべき措置

(1) 理事長を中心とする機動的な運営体制の確立

- ① 各法人組織や教授会等との連携を強化し、その意見や提言等を踏まえ、理事長（学長）が迅速に意思決定できる体制を継続する。
- ② 運営調整会議で大学運営の方針を決定し、事務局長や学部長など各法人組織が主体的かつ機動的に業務執行できる体制を継続する。
- ③ 各委員会において大学運営にかかわる所管事項を協議し、その協議内容を踏まえ、教職員が連携して運営を行う。
- ④ 教員及び事務職員が情報や課題を共有し、連携して、それぞれの専門性を活かした大学運営に取り組む。
- ⑤ 学科等の意見や要望を踏まえ、本学の重点課題に弾力的に資源配分するなど、理事長（学長）のリーダーシップのもと戦略的かつ機動的な大学運営に取り組む。

(2) 地域に開かれた大学づくり

- ① 引き続き、学外有識者等から登用している理事や審議会委員からの意見等を大学運営に反映させる。
- ② 学生へのアンケートを引き続き実施し、要望や意見を大学運営の改善に生かすとともに、ホームページなどに法人、大学情報を公開して広く意見・提案を募る。
また、後援会総会や役員懇談会での保護者、同窓会総会での卒業生から寄せられる意見を大学運営に反映する。
- ③ 引き続き、兼業・兼職規程等を柔軟に運用し、教員による地域貢献活動を積極的に支援する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するためによるべき措置

(1) 教育研究組織の見直し

平成26年4月から開設する大学院を円滑に運営していくため、研究科委員会を

設置し、教育研究について審議するとともに、必要に応じて教員編成の見直しを行う。

(2) 助産学専攻科の開設（再掲）

平成24年度に助産学専攻科を開設した。（実施済み）

3 人事の適正化に関する目標を達成するためによるべき措置

(1) 弹力的な人事制度の構築

- ① 学部及び大学院の運営に必要な教員の確保を図るとともに、事務局のプロパー職員の採用に向けた準備を進める。
- ② 教員の採用は、必要な分野・資格を明確に示し、教員選考委員会で公平性・客観性を保ちながら選考し、教育研究審議会で採用を決定する。
- ③ 採用したプロパー職員に、引き続き、各種研修を受講させるとともに、事務局内で業務指導を行い、法人経営や大学事務にかかる専門性の獲得を支援する。
また、新たに事務局に配置するプロパー職員を採用するための準備を進める。
- ④ 任期制・年俸制の特任教授の採用を26年度より実施する。
教員の任期制や年俸制の導入については、他大学の状況を踏まえ、本学における具体化を引き続き検討する。
- ⑤ SPODや学会等の外部機関が実施する研修への参加を促進するとともに、事務局職員の人事交流について公立大学中四国協議会等において引き続き意見交換を行う。
- ⑥ 兼業にかかる現行の規程や基準について、本学教育研究活動に支障が生じない範囲で、柔軟な運用を図る。

(2) 業績評価制度の構築

- ① 理事長を長とする教員業績評価委員会で評価項目等の見直しを引き続き行いつつ、教員業績評価を適正に実施する。
- ② プロパー職員の人事評価は、当分の間、愛媛県派遣職員の制度を活用して行い、中長期的に育成していく観点から、必要に応じて見直しを検討する。
- ③ 教員業績評価委員会において、評価項目や基準に従って、公平で客観的な教員業績評価を行う。
- ④ 教員全員にそれぞれ業績評価結果を通知するとともに、評価全体の分析結果をフィードバックし、教員活動の活性化を図る。また、評価結果を勤勉手当等の待遇に反映する。

4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するためによるべき措置

(1) 事務処理の改善

大学院開設に伴う業務量増にも対応するため、臨時職員を新たに配置するほか、これまでの事務処理の方法を随時見直すとともに、グループ内業務の更なる効率化・合理化に努める。

(2) 業務の外部委託等

専門家への外部委託や臨時職員の雇用を継続するとともに、大学院設置に伴う業務量増や図書館の土曜日開館に臨時職員の配置などで対応し、業務合理化と経費削減に努める。

(3) 事務組織の見直し

事務局職員の法人経営や大学事務にかかる専門性を一層確保するため、平成27年度から愛媛県派遣職員を更に1名、法人プロパー事務職員に切り替えることとし、その採用のための準備を進める。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入の増加に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 外部資金等の獲得

- ① 教員に、外部の競争的研究資金等にかかる公募情報を提供するとともに、申請手続きのための研修会を実施する。また、間接経費については、財務システムで管理し適正に執行する。
- ② 教員業績評価において、競争的外部資金や受託・共同研究資金などの学部資金の獲得状況を、引き続き評価項目とする。
- ③ 教員の研究内容を紹介する研究目録や広報誌「砥礪」を県内企業、試験研究機関や医療機関等に配付するとともに、ホームページで公開する。

また、ホームページでの本学教員のページの拡大を図り、教員の研究活動や研究内容について充実するとともに、PRに努め、受託研究等獲得の方策を検討する。

(2) 収入源の拡充

- ① 学外者に大学施設を一時使用させる場合、規程に従い使用料を徴収する。このほか、大学の地域貢献の役割も踏まえ、有料化対象施設の範囲拡大を検討する。
- ② 公立大学として適正な授業料等の設定を維持するとともに、納付指導を適切に行い、滞納（未収債権）の発生防止に努める。

2 経費の効率的、効果的な執行に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 管理経費の効率的、効果的な執行

- ① 教職員全員に、光熱水費など維持管理経費の実績を周知することにより、節電の啓発をはじめ、コスト意識を喚起する。

- ② 専門家への外部委託や臨時職員の雇用を継続するとともに、大学院設置に伴う業務量増や図書館の土曜日開館に臨時職員の配置などで対応し、経費削減に努める。
- ③ 複数年契約や競争入札等を継続実施するとともに、管理経費の削減方法について、引き続き検討する。
- ④ 予算の使途について常に重点化及び緊急対応の観点から優先順位を明確にし、効率的な執行に努める。

(2) 人件費の効率的、効果的な執行

特任教授、育休代替教員及び有期雇用職員の制度を効果的に活用し、総人件費の抑制に努める。

3 資産の管理運用に関する目標を達成するためによるべき措置

(1) 資産の管理体制の整備

- ① 財務会計システムを有効活用し、資産の状況を定期的に把握するなど、適正管理を行う。
- ② 学外者に大学施設を一時使用させる場合、規程に従い使用料を徴収する。
このほか、大学の地域貢献の役割も踏まえ、有料化対象施設の範囲拡大を検討する。

(2) 資金の適正な運用管理

資金は、使途及び目的ごとに区分した管理口座で、適正に運用管理する。

第5 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためによるべき措置

1 自己点検・評価の実施に関する目標を達成するためによるべき措置

- (1) 学長を長とする自己点検評価委員会が、委員会等の学内組織と連携して、年度計画の作成及び実施の状況並びに大学運営上の課題を着実に点検・評価し、その対応を図る。
- (2) 年度計画に対する業務実績報告書等は、法人情報としてホームページに引き続き公表する。

2 大学に関する情報の積極的な公開に関する目標を達成するためによるべき措置

- (1) 入試結果などの情報公開請求に適切に対応する。
- (2) 法人や教育、教員の研究内容などをホームページや広報誌などにより広く公開する。

教育研究成果については、本学ホームページ等において広く興味を持てる内容となるよう検討し、より一層充実を図る。

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 施設設備の有効活用

施設設備は、法令に基づく保守点検や自主点検により、維持管理を適正に行う。

また、学外者に大学施設を一時使用させる場合、規程に従い使用料を徴収するほか、引き続き有料化対象施設の範囲拡大を検討する。

(2) 施設設備の計画的整備

安全面に配慮した教育環境の充実のために、必要な施設設備の改修を計画的に行う。

また、昭和63年の短期大学設置から四半世紀を超え、冷温水発生器など施設の機能保持の基本となる大型設備の耐用年数も大きく経過していること等を踏まえ、本学施設設備全体の抜本的な改修計画の検討に着手する。

2 安全管理に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 安全衛生管理及び危機管理への体制整備

- ① 産業医、衛生管理者、衛生委員会など安全衛生管理体制を適切に稼働させるほか、メンタルヘルス面で教職員を支援するため、嘱託医を配置する。
- ② 引き続き、警察や消防などの関係機関との連携により事故や犯罪の防止に努める。また、過年度より整備している災害時用物資について、適正な維持管理及び拡充に努める。
- ③ 学生・教職員の非常連絡体制の維持・管理を行うとともに、学生に対する交通安全講習会、防犯教室の開催や教職員も参加して防火訓練を実施する。また、関係機関と連携し、学生に対し、交通安全に関する情報や不審者情報などについて情報提供に努める。
- ④ 引き続き、毒物及び劇物の確実な保管に努め、事故等の防止を図るとともに、不要な毒物劇物などの危険物や危険廃棄物を処分する。

(2) 情報管理体制の整備

学生に講義（必須）で情報セキュリティ教育を行うとともに、教職員には、電子情報持出し基準をはじめ情報セキュリティポリシーを周知徹底するほか、情報漏えいによる事件の情報を随時提供し、セキュリティ意識の更なる向上を図る。

3 人権に関する目標を達するためにとるべき措置

(1) 人権意識の向上

教職員に対し、学生の人権とハラスメントに関する研修会を開催するとともに、学生に対しては、引き続き倫理関係の講義の中で人権意識の啓発を行うことにより、人権問題への意識の一層の向上を図る。

(2) 各種ハラスメント行為の防止等

教職員に対しハラスメント防止規程、ハラスメント調査委員会設置要領等を周知徹底するとともに、ハラスメント防止研修会を開催し、ハラスメントに対する意識の向上を図る。

第7 予算、収支計画及び資金計画

1 予算（平成26年度）

（単位：百万円）

区分	金額
収入	
運営費交付金	655
自己収入	253
入学金及び授業料等収入	247
雑収入	6
受託研究等収入	5
目的積立金取崩額	18
計	931
支出	
業務費	809
教育研究費	94
人件費	715
一般管理費	117
受託研究等経費	5
計	931

（注）人件費には、職員退職手当を含む。

2 収支計画（平成26年度）

（単位：百万円）

区分	金額
費用の部	945
経常費用	945

業務費	800
教育研究費	80
受託研究等経費	2
寄付金経費	3
役員人件費	40
教員人件費	557
職員人件費	118
一般管理費	117
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	28
臨時損失	0
収益の部	927
経常収益	927
運営費交付金	652
授業料収益	202
入学料収益	38
選考料収益	9
受託研究等収益	5
雑益	6
資産見返運営費交付金戻入	4
資産見返寄附金戻入	1
資産見返補助金戻入	8
資産見返物品受贈額戻入	2
臨時収益	
純利益	△18
目的積立金取崩額	18
総利益	—

3 資金計画（平成26年度）

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	931
業務活動による支出	914
投資活動による支出	3
財務活動による支出	14
次期中期目標期間への繰越	—

資金収入	931
業務活動による収入	931
運営費交付金による収入	655
授業料及び入学料等による収入	247
受託研究等による収入	5
その他の収入	24
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	—

第8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1億円（平成26年度の年間運営費の概ね1月相当額程度）

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。

また、昭和63年の短期大学設置から四半世紀を超え、耐用年数が大きく経過している大型設備をはじめ本学施設設備全体の抜本的な改修計画を検討するに当たり、これまでの積立金の大規模改修への有効活用を要望していく。

第11 県の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

なし

(注) 中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設及び設備や老朽度合等を勘案した施設及び設備の改修等が追加されることがある。

2 人事に関する計画

第3の3 「人事の適正化に関する目標を達成するため取るべき措置」に記載のとおり

3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

なし

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし